

令和七年度入学試験問題

小 論 文

令和七年二月二十五日

自 十二時三十分

至 十五時〇〇分

答案作成上の注意

- 一 この問題冊子の総ページ数は十四ページです。
- 二 解答用紙は一枚、下書き用紙は一枚です。
- 三 解答はすべて解答用紙の所定箇所に縦書きで記入しなさい。
- 四 受験番号は解答用紙の所定箇所に必ず記入しなさい。
- 五 配付した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 六 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ってください。
- 七 この問題冊子の裏表紙に、試験時間中に机の上に置いてよいものを記載しています。

以下の五つの資料から読み取った内容を踏まえて、自分の論旨にふさわしい題を解答用紙冒頭の所定欄に記入し、一二〇〇字以内で小論文を作成しなさい。その際、少なくとも三つの資料を取りあげ、言及した資料の番号をすべて解答用紙末尾の所定欄に記入すること。出題にあたっては、原典の一部を変更ないし省略したところがある。なお、注はすべて出題者による。

【資料一】

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

〔注一〕

〔注二〕

著作権保護の観点から、公表していません。

〔注一〕

古代ギリシアの哲学者。様々な領域に足跡を残し、万学の祖と称される。

（青木信仰『時と暦』東京大学出版会、一九八二年）

〔注二〕

キリスト教会の教義を理性的に弁証しようとした中世の学者の総称。しばしばアリストテレスの哲学を援用した。

【資料二】

著作権保護の観点から、公表していません。

【注二】

著作権保護の観点から、公表していません。

（中略）

(中略)

著作権保護の観点から、公表していません。

〔注二〕

〔注三〕

著作権保護の観点から、公表していません。

(橋本毅彦・栗山茂久編著『遅刻の誕生―近代日本における時間意識の形成』三元社、二〇〇一年)

〔注一〕 馬の世話をする人。

〔注二〕 ドイツの児童文学者。代表作は『モモ』、『はてしない物語』など。

〔注三〕 川邑厚徳他著『エンデの遺言―根源からお金を問うこと』NHK出版、二〇〇〇年。

【資料三】

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

（福岡伸一『動的平衡』木楽舎、二〇〇九年）

【資料四】

〔注一〕

著作権保護の観点から、公表していません。

〔注二〕

〔注三〕

〔注四〕

著作権保護の観点から、公表していません。

〔注五〕

〔注六〕

〔注七〕

〔注八〕

〔注九〕

〔注十〕

著作権保護の観点から、公表していません。

〔注十二〕

〔注十二〕

著作権保護の観点から、公表していません。

（小川直之『日本の歳時伝承』角川文庫、二〇一八年）

〔注一〕 しこふぎよう。四方を見回し、うつむき仰ぎ見ること。

〔注二〕 ぶりよう。することがなく退屈であること。

〔注三〕 丸太をくり抜いて船体とした船。丸木舟。

〔注四〕 大正から昭和前期の国文学者・民俗学者。歌人・詩人としての感受性と民俗学的手法によって日本文化の基底を探る
独創的な学説は「折口学」と呼ばれる。

〔注五〕 旧暦七月十五日のこと。一月十五日の上元、十月十五日の下元と並ぶ三元の一つ。

〔注六〕 昨年以前のこと。

〔注七〕 「をと」とは、「おとし」の「をと」で、一昨年在去年の向こうになった前年を指すように、間を挟んだ彼方の意味。

〔注八〕 中国東晋末から南朝宋初の政治家・歴史家。

〔注九〕 三世紀末ごろに成立した中国三国時代の魏を記録した歴史書。

〔注十〕 倭人には正確な正月（正歳）と春夏秋冬の季節の変わり目（四時）といった暦の知識がないという意味。

〔注十一〕 とこよのくに。古代人が海の彼方にあると信じた永遠不変の不老不死の国。

〔注十二〕 旧暦七月十五日を中心に祖先の霊を迎えて供養する仏教行事。お盆。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

著作権保護の観点から、公表していません。

(村上靖彦『交わらないリズム―出会いとすれ違いの現象学』青土社、二〇二二年)

〔注一〕 隠喩。あるものごとを、明示することなく別のものごとに喩える表現手法。

〔注二〕 中井正一『中井正一評論集』長田弘編、岩波文庫、一九九五年。

試験時間中に机の上に置いてよいもの

- 本学受験票
- 大学入学共通テスト受験票
- 配付した問題冊子等
- 黒鉛筆（和歌、格言等が印刷されているものは不可）
- 鉛筆キャップ
- シャープペンシル
- 消しゴム
- 鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類は不可）
- 時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しにくいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマーや学習タイマー、大型のものは不可）
- 眼鏡
- ハンカチ
- 目薬
- ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）